

各支援制度に関するお問合せ窓口一覧

当パンフレットに記載されている内容について詳しくお知りになりたい方はそれぞれの担当部署までお問合せください。



国や滋賀県の補助金

- | | |
|--|---------------|
| ①子育てグリーン住宅支援事業【国土交通省】 | ☎0570-022-004 |
| ②滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金【公益財団法人淡海環境保全財団】 | ☎077-569-5301 |
| ③木の香る淡海の家推進事業【県産木材活用推進協議会】 | ☎077-574-7600 |
| ④既存住宅状況調査(インスペクション)に対する補助金【滋賀県土木交通部住宅課企画係】 | ☎077-528-4235 |
| ⑤しが ZEH 新築支援事業費補助金【滋賀県土木交通部住宅課企画係】 | ☎077-528-4235 |

長浜市の補助金

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ⑥ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金【住宅課】 | ☎65-6533 |
| ⑦長浜市産材利用促進事業補助金【北部産業振興課】 | ☎82-5961 |
| ⑧長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業【建築課】 | ☎65-6543 |
| ⑨長浜市木造住宅耐震改修等事業補助金【建築課】 | ☎65-6543 |
| ⑩耐震シェルター等の普及事業費補助金【防災危機管理課】 | ☎65-6555 |
| ⑪ブロック塀等の安全確保事業【建築課】 | ☎65-6543 |
| ⑫長浜市感震ブレイカー設置補助金【防災危機管理課】 | ☎65-6555 |
| ⑬長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金【環境保全課】 | ☎65-6513 |
| ⑭長浜市宅配ボックス設置促進補助金【環境保全課】 | ☎65-6513 |
| ⑮長浜市結婚新生活支援事業【未来こども若者課】 | ☎65-6371 |
| ⑯長浜市しょうがい者日常生活用具給付等事業【しょうがい福祉課】 | ☎65-6372 |
| ⑰長浜市在宅重度しょうがい者住宅改造費助成【しょうがい福祉課】 | ☎65-6372 |
| ⑱長浜市高齢者小規模住宅改造経費助成【介護保険課】 | ☎65-8252 |
| ⑲介護保険制度を利用した住宅改修費支給【介護保険課】 | ☎65-8252 |
| ⑳長浜市緑化推進事業補助金(生垣による緑化推進事業)【都市計画課】 | ☎65-6541 |
| ㉑長浜市合併処理浄化槽設置整備事業補助金【環境保全課】 | ☎65-6513 |

減税制度

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ㉒改修工事を行った住宅の固定資産税減税制度【税務課】 | ☎65-6523 |
| ㉓住宅ローン減税制度【国土交通省住宅局住宅生産課税制担当】 | ☎03-5253-8111 |

このパンフレットについてのお問合せは

長浜市都市建設部住宅課住まい政策係

☎0749-65-6533

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地 E-mail: jutaku@city.nagahama.lg.jp

2025年5月作成

2025

ながはま すみごこちあっぷ



長浜市では、市民のみなさんのすみごこちを高めるため、住宅の新築、購入、改修や住環境の整備に対し、支援を行っています。

■国や滋賀県の補助金 P 2

- ①子育てグリーン住宅支援事業
- ②滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
- ③木の香る淡海の家推進事業
- ④既存住宅状況調査(インスペクション)に対する補助金
- ⑤しが ZEH 新築支援事業費補助金

■長浜市の補助金 P 3～7

- ⑥ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金
- ⑦長浜市産材利用促進事業補助金
- ⑧長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業
- ⑨長浜市木造住宅耐震改修等事業補助金
- ⑩耐震シェルター等の普及事業費補助金
- ⑪ブロック塀等の安全確保事業
- ⑫長浜市感震ブレイカー設置補助金
- ⑬長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金
- ⑭長浜市宅配ボックス設置促進補助金
- ⑮長浜市結婚等新生活支援事業
- ⑯長浜市しょうがい者日常生活用具給付等事業
- ⑰長浜市在宅重度しょうがい者住宅改造費助成
- ⑱長浜市高齢者小規模住宅改造経費助成
- ⑲介護保険制度を利用した住宅改修費支給
- ⑳長浜市緑化推進事業補助金(生垣による緑化推進事業)
- ㉑長浜市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

■減税制度 P 7

- ㉒改修工事を行った住宅の固定資産税減税制度
- ㉓住宅ローン減税制度

長 浜 市

すまいづくりのお手伝い



省エネ



住環境

【国】① 子育てグリーン住宅支援事業

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、高い省エネ性能を有する住宅の新築や、省エネリフォームに対して補助金が支給されます。

対象世帯	対象住宅		補助額
すべての世帯	G X 志向型住宅 ※		160 万円 / 戸
子育て世代等	長期優良住宅	建替前住宅等の除却を行う場合	100 万円 / 戸
		上記以外の場合	80 万円 / 戸
	Z E H 水準住宅	建替前住宅等の除却を行う場合	60 万円 / 戸
		上記以外の場合	40 万円 / 戸

対象工事: 令和6年11月22日以降に基礎工事より後の工程に着手したもの 交付申請期間: 令和7年5月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和7年12月31日まで)

※【GX 志向型住宅の要件】 下記①、②および③にすべて適合するもの

① 断熱等性能等級「6 以上」 ② 再生可能エネルギーを除いた一時エネルギー消費量の削減率「35% 以上」

③ 再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率「100% 以上」

【リフォーム】

メニュー	補助要件	補助額
S タイプ	必須工事 3 種の全てを実施	上限: 60 万円 / 戸
A タイプ	必須工事 3 種のうち、いずれか 2 種を実施	上限: 40 万円 / 戸

対象工事: 令和6年11月22日～交付申請まで(遅くとも令和7年12月31日) 交付申請期間: 申請受付開始～予算上限に達するまで(遅くとも令和7年12月31日まで)

【補助対象工事】

必須工事: ①開口部の断熱回収、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置 任意工事: 子育て改修、バリアフリー改修等

※制度に関する詳細は、下記の国土交通省ホームページをご確認ください。

また、「先進的窓リノベ」「給湯省エネ」「賃貸集合給湯省エネ」等の事業も同時に実施中です。

子育てグリーン住宅支援事業の公式 HP はこちら

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

住宅省エネ2025キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-022-004

IP電話等からのお問い合わせ 03-6629-1601

受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝含む)



【県】② 滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金

個人の既存住宅において、再エネ・省エネ設備の設置を補助します。

【対象設備】

太陽光発電システム、高効率給湯器(エネファーム、その他給湯器)、太陽熱利用システム、家庭用蓄電池、断熱改修、窓断熱設備、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)

【主な補助金額】※()内は重点対策加速化事業該当の場合

太陽光発電システム4万円(30万円) 高効率給湯器(エネファーム)6万円(35万円) 高効率給湯器(エネファーム以外)2万円(22万円～)

家庭用蓄電池5万円(30万円) 断熱改修2万円(120万円※壁・窓等断熱改修含む)

お問合せ 公益財団法人淡海環境保全財団 ☎077-569-5301



【県】③ 木の香る淡海の家推進事業

びわ湖材を使用して住宅などを新設(新築、改築、増築)、木質化改修または木塀の設置をされる場合、工事を行う県内の工務店等に対してその購入費等の一部を助成します。

【対象事業および 助成金額】

①新設(新築、改築、増築)

区分	一戸あたりのびわ湖材使用量	助成金額	備 考
I	7.5㎡以上15㎡未満	30万円	構造材に3㎡以上使用
II	15㎡以上20㎡未満	40万円	構造材に5㎡以上使用
III	20㎡以上	50万円	構造材に7㎡以上使用

②木質化改修(内外装木質化、耐震改修)

内外装木質化面積および耐震改修面積 1㎡あたり 3,000 円(上限額 20 万円)

③木塀設置

木塀設置面積(びわ湖材鉛直投影面積)

1㎡あたり 5,000 円(上限額 30 万円)

お問合せ 県産木材活用推進協議会 ☎077-574-7600



【県】④ 既存住宅状況調査(インスペクション)に対する補助金

既存住宅の売買時における住宅の状況等を目視・計測等により把握する調査「インスペクション※」の実施にかかる費用を支援します。(事前に申請が必要です。)

※既存住宅状況調査技術者による既存住宅状況調査方法基準に基づく調査

【対象者】

中古住宅の売主、または買主(購入前または引渡し後3か月以内) ※個人が対象、個人事業主を除く
災害レッドゾーンに立地する住宅を除く、滋賀県内の住宅

【対象住宅】

インスペクション費用の半額

【補助金額】

補助上限額は、下記①は5万円、②は2.5万円

① 空き家バンク登録住宅または主要な鉄道駅または市町の中心部から半径2km以内に立地する住宅(詳細はHPをご確認ください)

② ①以外の住宅

お問合せ 滋賀県土木交通部住宅課企画係

☎077-528-4235



⑥ ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金

子育て世帯および若者夫婦世帯の注文住宅の建築・新築分譲住宅の購入や中古住宅のリフォームにかかる費用を補助します。

【対 象 者】 下記の①、②のいずれも満たす方

①子育て世帯または若者夫婦(夫婦のいずれかが39歳以下)世帯

②注文住宅の建築または新築分譲住宅の購入、中古住宅の改修工事をする予定の者

【補助金額】 補助金額 最大 50 万円

(基本額 20 万円と加算項目あり(子育て世帯・多子世帯・他市からの転入世帯・空き家活用に対し、各 10 万円ずつ加算))

世帯・ZEH 水準適合住宅に対し、各 10 万円ずつ加算))

お問合せ 住宅課(2階) ☎65-6533



⑦ 長浜市産材利用促進事業補助金

長浜市産材を利用した住宅などを新築、増築、改築される場合に補助します。

【対 象 者】 ①事業完了時に市内に住所を有し、自ら居住する人

②自己所有地でない場合は土地所有者の承諾を得ている人

③市税等の滞納がない人

④事業の効果に関する普及啓発に協力できる人

【対象住宅】 長浜市産材(スギ、ヒノキ等の木材)を5㎡以上使用した住宅等の新築、増築、改築

【対象経費】 建築工事費のうち、木工事、内装工事、外装工事に要する費用

【補助金額】 2 万円 / ㎡(限度額 30 万円)

お問合せ 北部産業振興課 ☎82-5961



すまいづくりのお手伝い



⑧長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業(無料)

昭和 56 年以前の木造住宅の耐震化を促進するため、診断希望者に滋賀県の登録耐震診断員を派遣し、無料診断や補強案作成を行います。

【要件】 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着手・完成しているもの、延べ床面積の半分以上が住宅用途のもの、階数が 2 階以下で延べ床面積が 300㎡ 以下のもの、木造軸組工法のもの(すべて満たすこと)

お問合せ 建築課(2 階) ☎65-6543



【受付終了】⑫長浜市感震ブレーカー設置補助金

地震が発生した際に、電気による火事を防ぐため、住宅に設置する感震ブレーカーの購入および設置費用の一部を補助します。

【対象者】 市税等に未納がなく、市内に住宅を所有する方

【補助金額】 購入および設置費用の 1/2(上限 3 万円)

お問合せ 防災危機管理課(3 階) ☎65-6555



住環境

⑬長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金

太陽光発電・蓄電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)を新たに設置する市民や事業者に補助します。

【対象事業】 自宅や事業所等への太陽光発電・蓄電システム家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)の設置、またはこれらの設備が設置済住宅の取得

【補助金額】 ・発電システム 2 万円 / kW(限度額 6 万円)
・蓄電システム 2 万円 / kWh(限度額 10 万円)
・家庭用エネルギー管理システム設置費用の 1/3 以内(限度額 2 万円)
・V2H 設置費用の 1/3 以内(限度額 4 万円)

【対象要件】 発電された電気の全部または一部を住宅等で消費すること。また対象者に関する要件もあります。

お問合せ 環境保全課(1 階) ☎65-6513



⑨長浜市木造住宅耐震改修等事業補助金

耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事等の費用の一部を補助します。

【対象工事】 耐震改修工事(上部構造評点等を 1.0 以上とするための耐震改修工事)

【補助金額】 補助対象経費の 80%(限度額 120 万円)

※割増メニューあり

お問合せ 建築課(2 階) ☎65-6543



⑩耐震シェルター等の普及事業費補助金

耐震シェルター等の本体の購入及びその設置に要する費用を補助します。

【要件】 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、耐震診断により構造評点が 0.7 未満と診断された市内の個人木造住宅

※長浜市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないものに限る。

【補助金額】 対象経費の 10/10(限度額 20 万円)

お問合せ 防災危機管理課(3 階) ☎65-6555



⑪ブロック塀等の安全確保事業

地震等によるブロック塀等の倒壊を防ぐため、避難路等に面した耐震性の不足するブロック塀等について、除却・改修を行う場合工事費の一部を助成します。

【対象工事】 避難路等に面するブロック塀等を除却、建替え(除去後に新設するもの)、改修するための工事

【補助金額】 補助対象工事費(ブロック塀長さ 1 m あたり 8 万円を限度)の 2/3(限度額 10 万円)

お問合せ 建築課(2 階) ☎65-6543



⑭長浜市宅配ボックス設置促進補助金

宅配物の再配達による二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止を推進するため、宅配ボックスの購入設置に対し補助します。

【対象経費】 宅配ボックス(家庭用)の本体価格と取り付け費用

【補助金額】 対象経費の 1/2(限度額は 5 千円) ※事業所は対象外

お問合せ 環境保全課(1 階) ☎65-6513



移住・定住

⑮長浜市結婚等新生活支援事業

長浜市内で結婚等された世帯の、新居の賃料または引越費用の一部を助成します。

【補助対象者】 ①婚姻時等に夫婦等の年齢がともに 39 歳以下

②夫婦等の合計所得が 500 万円未満 等

【補助金額】 最大 30 万円(夫婦等ともに 29 歳以下の場合最大 60 万円)

お問合せ 未来こども若者課(4 階) ☎65-6371



すまいづくりのお手伝い

バリアフリー

⑩長浜市しょうがい者日常生活用具給付等事業

しょうがい者の自立生活を支援するための住宅改修費を給付します。

- 【給付対象】 既存住宅の風呂・便所・居室・玄関・廊下等の改造、手すり・スロープ等の取付け、段差の解消等
【給付額】 対象経費の9/10(限度額 20万円)
【対象者】 下肢、体幹、脳病変による移動機能障害1・2・3級等

お問合せ しょうがい福祉課(1階) ☎65-6372



⑪長浜市在宅重度しょうがい者住宅改造費助成

在宅重度心身しょうがい者を支援するための住宅改造に助成します。

- 【助成対象】 既存住宅の便所、風呂等の改造(しょうがい者向き)
【助成金額】 対象経費の1/2(限度額 46万6千円)
【対象者】 肢体不自由1・2級又は視覚障害1・2級、療育手帳A1・A2

お問合せ しょうがい福祉課(1階) ☎65-6372



⑫長浜市高齢者小規模住宅改造経費助成

寝たきり高齢者等の生活利便の向上や介護負担の軽減のための住宅改造に助成します。

- 【助成対象】 手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、引き戸等への取替え、洋式便器への取替え等
【助成金額】 対象経費の1/2(限度額 23万2千円)
【対象者】 要介護2以上で65歳以上の寝たきり、準寝たきり高齢者

お問合せ 介護保険課(1階) ☎65-8252



⑬介護保険制度を利用した住宅改修費支給

介護が必要な人の転倒予防等を目的に行う小規模な住宅改修にかかる費用を支給します。

- 【支給対象】 手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、引き戸等への取替え、洋式便器への取替え等
【支給額】 対象経費の9/10(限度額 18万円)
または、8/10(限度額 16万円)
または、7/10(限度額 14万円)
【対象者】 要支援1・2、要介護1～5の認定者

お問合せ 介護保険課(1階) ☎65-8252



緑化

⑳長浜市緑化推進事業補助金(生垣による緑化推進事業)

積極的に緑化を推進するため、生垣を整備する個人や事業者等に対し補助します。

- 【対象経費】 植栽に要した原材料費と消耗品費 ※囲障を生垣に替える場合は取壊費用も含む
【補助金額】 対象経費の1/2以内(限度額2万円) ※囲障を生垣に替える場合は限度額が4万円 ※1か所につき1回限り
【要件】 生垣が幅員4m以上の道路に3m以上面していること。高さ1m以上の木を1mあたり2本以上植栽され、連続していることなど

お問合せ 都市計画課(2階) ☎65-6541



水洗化

㉑長浜市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水を浄化するため合併処理浄化槽を設置する場合に補助します。

- 【対象地域】 次の区域を除く地域……公共下水道認可区域・農業集落排水供用開始区域
【対象設備】 処理対象人数50人以下で、BODの除去率が90%以上、放流水のBODが日間平均値1リットルあたり20ミリグラム以下の機能を有している住宅用合併処理浄化槽
※10人槽以下の場合、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されたもの。10人槽超の場合、浄化槽法等の構造基準に適合しているもの。
【補助金額】 390,000円(5人槽)、474,000円(6～7人槽)、660,000円(8人槽以上)

お問合せ 環境保全課(1階) ☎65-6513



税制度

㉒改修工事を行った住宅の固定資産税減税制度

要件を満たす住宅改修の場合、固定資産税が一部減額されます。詳細は税務課までお問い合わせください。なお、次の(1)～(3)いずれの改修についても、工事完了後3か月以内の申請が必要です。申請期限にご注意ください。

- (1)バリアフリー改修
新築された日から10年以上経過した住宅で、2026年3月31日までにバリアフリー工事を施工された場合
※対象家屋は、「65歳以上の高齢者」・「要介護認定者」・「要支援認定者」・「障害者手帳の被交付者」のいずれかの方が居住する家屋
(2)省エネ改修
2014年4月1日以前に建てられた住宅で、2026年3月31日までに省エネ改修工事(窓の断熱性を高める工事や、それに伴う床等の断熱改修工事)が施工された場合
(3)耐震改修
1982年1月1日以前に建てられた住宅で、2026年3月31日までに耐震改修工事を施工された場合

お問合せ 税務課(1階) ☎65-6523



【国】㉓住宅ローン減税制度

住宅ローンを借り入れて住宅を取得する場合に、取得者の金利負担の軽減を図るための制度です。

- 【概要】 ①毎年の住宅ローン残高の0.7%を13年間(中古住宅は10年間)、所得税から控除
②所得税で控除しきれない分は住民税からも一部控除
③住宅ローンの借入れを行う個人単体で申請
【控除額の例】 新築住宅(省エネ基準適合):最大3,000万円(子育て世代等は最大4,000万円)×0.7%×13年
※新築住宅省エネ基準を満たす住宅のみが対象、住宅の性能等により上限額が異なります。
【要件】 自ら居住し、床面積が50㎡以上であること(一部の要件を満たすと、40㎡以上50㎡未満でも対象となる場合があります)。中古住宅の場合は耐震性能を有していること。また、償還期間、所得、工事費等にも要件があります。

お問合せ 国土交通省住宅局住宅生産課 税制担当 ☎03-5253-8111(代表)

